

## 平成25年度 「事務の共同実施」 実施計画書

市町教育委員会名

宇部市教育委員会

(学級数・児童生徒数等は平成25年5月見込で記入)

区分		学 校 名	学級数	児童生徒数	教職員数	内事務職員数	備考
拠点校	1	宇部市 立 上宇部中 学校	17学級	485人	36人	3人	
	2	宇部市 立 東岐波小 学校	28学級	788人	40人	1人	
連携校	3	宇部市 立 西岐波小 学校	23学級	665人	34人	1人	
	4	宇部市 立 常 盤小 学校	21学級	487人	29人	1人	
	5	宇部市 立 川 上小 学校	24学級	638人	32人	1人	
	6	宇部市 立 東岐波中 学校	15学級	421人	29人	1人	
	7	宇部市 立 西岐波中 学校	18学級	521人	36人	1人	
	8	宇部市 立 川 上中 学校	11学級	306人	22人	1人	
	9	宇部市 立 恩 田小 学校	20学級	586人	30人	1人	
	10	宇部市 立 上宇部小 学校	27学級	695人	42人	1人	
	11	宇部市 立 岬 小 学校	12学級	214人	20人	1人	
	12	宇部市 立 見 初小 学校	9学級	121人	15人	1人	
	13	宇部市 立 琴 芝小 学校	18学級	413人	27人	1人	
	14	宇部市 立 神 原小 学校	13学級	281人	19人	1人	
	15	宇部市 立 常 盤中 学校	18学級	495人	37人	1人	
	16	宇部市 立 神 原中 学校	11学級	217人	23人	1人	
	17	宇部市 立 新 川小 学校	18学級	407人	27人	1人	
	18	宇部市 立 鶉ノ島小 学校	12学級	238人	19人	1人	
	19	宇部市 立 藤 山小 学校	25学級	716人	36人	1人	
	20	宇部市 立 小羽山小 学校	16学級	418人	26人	2人	
	21	宇部市 立 桃 山中 学校	13学級	351人	26人	1人	
	22	宇部市 立 藤 山中 学校	17学級	451人	30人	1人	
	23	宇部市 立 厚 南小 学校	21学級	589人	32人	1人	
	24	宇部市 立 原 小 学校	14学級	290人	20人	1人	
	25	宇部市 立 西宇部小 学校	15学級	369人	23人	1人	
	26	宇部市 立 黒 石小 学校	20学級	515人	28人	1人	
	27	宇部市 立 厚 南中 学校	17学級	499人	33人	1人	
	28	宇部市 立 黒 石中 学校	14学級	385人	27人	1人	
	29	宇部市 立 厚 東小 学校	7学級	70人	12人	1人	
	30	宇部市 立 二俣瀬小 学校	4学級	41人	10人	1人	
	31	宇部市 立 小 野小 学校	4学級	26人	9人	1人	
	32	宇部市 立 吉 部小 学校	4学級	23人	9人	1人	
	33	宇部市 立 万 倉小 学校	6学級	65人	11人	1人	
	34	宇部市 立 船 木小 学校	14学級	239人	21人	1人	
	35	宇部市 立 厚 東中 学校	4学級	52人	12人	1人	
	36	宇部市 立 小 野中 学校	4学級	31人	12人	1人	
	37	宇部市 立 楠 中 学校	9学級	189人	17人	1人	

## 1 加配の必要性、目的について

正確で質の高い事務の提供及び事務職員の学校運営への積極的な参画による学校の活性化を図る次項を、市内全小中学校が同一歩調で取組を推進するために、継続的な共同実施目的等の周知、取組内容の企画立案、組織内における連絡調整等の業務を担う運営責任者2名の加配が必要である。

- (1) 事務の効率化、適正化、統一化に向けた共同実践
- (2) 事務職員の資質能力向上のための研修
- (3) 人材育成のための支援体制
- (4) 学校における校務分掌の見直し、学校運営への参画

## 2 加配後の効果・成果について

- (1) 各学校において、事務職員が担当する既存事務処理の適正化、効率化、統一化等に向けた事務改善を推進することにより、事務処理システムの市内における共通化が図れる。
- (2) 各学校が共通する学校事務に対する適正かつ効率的な処理システムの確立、情報の共有化等に向けた事務改善を、事務職員が主体的に行うよう支援することにより、教員が本来の教育活動に専念できる環境整備、事務職員の学校運営への積極的な参画が可能となる。
- (3) 連携校訪問支援時に、運営責任者が『事務の共同実施』事業について管理職に説明し、理解、協力を得ることにより、学校全体での取組として行う共同実施の定着化が図れる。

## 3 具体的な取組について

### (1) 事務部門の強化対応に係る取組（教員の事務負担軽減）

- 文書、学校徴収金取扱事務の市内共通システムによる処理の定着化に向け、各学校の状況を把握し、課題解決に向けて、管理職主導による取組の推進に対しての理解・協力、事務職員主導による起案等の支援を行う。

### (2) 事務処理の適正化、効率化、統一化に係る取組（学校事務の適正かつ効率的な執行）

- 事務職員が担当する既存事務処理を市内共通システムで行えるよう様式、作成資料、情報の共有化を図るとともに、パソコン活用による処理方法の改善等の支援を行う。
- 備品購入見積りの一括徴収、訪問支援による諸手当関係書類等の確認、照合を行う。

### (3) 事務職員の学校運営への積極的な参画に向けた取組（学校の総合力の向上）

- 講師招聘研修等の実施により、事務職員の資質能力向上を図るとともに、若年事務職員については、キャリア形成による人材育成を図る。
- 事務職員が担当する既存事務について、関係機関との協議を行い、適正かつ効率的な処理に向けた改善を行う。

## 4 教育委員会や地域との組織体制について

- (1) 県・市教育委員会から指導助言を受け、各学校における事務処理の適正化、効率化を図る。
- (2) 市内全小中学校での取組を定着させるため、市校長会、市小中学校事務研究会等関係団体との連携を取りながら取組を推進する。
- (3) 共同実施事業について、拠点校と各連携校との連携を図りながら、学校だより、Webページ等により地域、保護者に情報提供を行う。

## 5 実施の充実・拡大への課題について

- (1) 共同実施組織として望ましい運営責任者としての職員配置、これに対応できる事務職員の人材育成が必要である。
- (2) 管理職、事務職員への共同実施の意義・目的の周知については、県教育委員会主導による継続的な取組が必要である。特に、主担当である事務職員に対しては、共同実施は事業として取り組むべき公務であるとの認識を持たせる等の指導が必要である。
- (3) 運営責任者に対する兼務発令により、連携校支援業務における県内統一のガイドラインが必要である。

(注)要点を簡条書きでまとめてください。